平成２９年（フ）第２７９号
大阪府泉南市馬場２丁目16番28号
債務者　阪下　倫行
1　決定年月日時　平成29年６月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月23日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第２８２号
大阪府岸和田市吉井町１丁目５番２―507号
債務者　西本さゆり
1　決定年月日時　平成29年６月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月23日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第２８４号
大阪府岸和田市春木旭町36番12―105号、前住所大阪府岸和田市戎町１番４号（前々住所大阪府泉佐野市南中安松693番地の２―205）
債務者　迫　由莉枝
1　決定年月日時　平成29年６月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月23日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第２８６号
大阪府泉佐野市佐野台10番地の１　佐野台住宅３―404
債務者　西野美能里
1　決定年月日時　平成29年６月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月23日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第６８３号
北海道千歳市若草４丁目13番地の２　市営住宅向陽台団地10号棟53号
債務者　佐藤亜沙美
1　決定年月日時　平成29年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第８９６号
札幌市南区常盤２条２丁目18番35号　アートヒル453―107号
債務者　畑野　実成
1　決定年月日時　平成29年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第９１０号
札幌市東区北30条東17丁目４番５号　アップルハウス北30条Ⅱ205号
債務者　佐藤　　勝
1　決定年月日時　平成29年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第９７３号
札幌市北区あいの里４条５丁目４番17号　アメニティハウス203号
債務者　荒川　和也
1　決定年月日時　平成29年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１０５４号
札幌市北区新琴似７条５丁目２番４号
債務者　近藤　光夫（旧姓長野）
1　決定年月日時　平成29年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１０８４号
札幌市南区真駒内本町３丁目１番10―606号
債務者　飛嶋　厚子
1　決定年月日時　平成29年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１０８９号
札幌市豊平区平岸４条８丁目８番１号　平岸ハイム48Ｂ棟101号
債務者　大澤　史彦
1　決定年月日時　平成29年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１０９５号
札幌市西区西町北２丁目７番12号　パレス発寒南102号
債務者　山下　秀子
1　決定年月日時　平成29年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１１０２号
札幌市南区澄川２条３丁目６番45号　コーポ二上103号
債務者　江森日出夫
1　決定年月日時　平成29年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１０３号
群馬県高崎市吉井町矢田391番地
債務者　齋藤　　勉
1　決定年月日時　平成29年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月24日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２９年（フ）第１１４号
群馬県甘楽郡下仁田町大字下仁田336番地
債務者　近田　　恵
1　決定年月日時　平成29年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月24日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２９年（フ）第５０号
千葉県旭市椎名内2184番地
債務者　遠藤　和子
1　決定年月日時　平成29年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月24日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２９年（フ）第２７号
新潟県三条市桜木町16番26号　ラ・テルベール桜木Ｅ―201号
債務者　坂上　教子
1　決定年月日時　平成29年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月24日まで
新潟地方裁判所三条支部